

令和6年度版
特別児童扶養手当のしおり



菊陽町健康福祉部福祉課

1 特別児童扶養手当を受給できる方

手当を受給することができる方は、20歳未満の、身体または精神に重度（資料1の1級に該当）又は中度以上（資料1の2級に該当）の障がいのある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）あるいは父母にかわってその児童を養育する（児童と同居し、監護し、生計を維持する）方です。

ただし、上記の場合でも、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。

- ① 手当の受給者（請求者）、対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
（母子生活支援施設や保育所、ショートステイを除く。）
- ③ 児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき

2 特別児童扶養手当の手続き（請求）

手当は、受給資格認定を受けた後、請求日の属する月の翌月から支給されます。さかのぼって手当を受給することはできませんので、要件に該当すると思われる方は、速やかに手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

必要書類が全て揃わないと、受付できませんのでご注意ください

- ① 特別児童扶養手当認定請求書
- ② 請求者及び対象児童の戸籍謄本（省略のないもの）
＊発行後1ヶ月以内のものを提出してください。
- ③ 児童の障害の程度について医師の診断書（所定の様式によるもの）
＊申請日から1年以内の判定（交付）による身体障害者手帳（1～2級。ただし内部障害を除く）や療育手帳（判定A）を取得している方は、これをもって診断書にかえることが可能な場合があります。（詳しくはお問い合わせください。）
なお、複数の障がいを合併されている場合、可能な限り障害種別に応じた診断書の提出をお願いします。
- ④ 特別児童扶養手当振込先口座申出書（金融機関での証明印の押印か通帳の写し添付が必要です。）
- ⑤ 特別児童扶養手当における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書
＊該当する方のみ提出してください。
- ⑥ 身体障害者手帳、療育手帳の写し
＊手帳をお持ちの方のみ提出してください。

【提出先】 〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町健康福祉部福祉課

電話 096-232-4913

3 認定・支給の方法

提出された請求の書類を県が審査し、認定します。

認定されると証書（手当月額、対象児童名、有効期限を記載）を交付するとともに、請求された月の翌月分からの手当が支給されます。

手当は、4月期、8月期、12月期、（通常各月11日）の3回に分けて支払月の前月までの分が金融機関の口座に振り込まれます。

なお、12月期分に限り、特例として11月に振り込まれます。有期再認定対象となっている方については、再認定後の振り込みとなります。

なお、支給日が土、日、祝日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

※所得制限額を超えて、手当が支給されないときは、証書は交付されません。

4 所得制限限度額について

この手当は、あなた及び生計を共にする配偶者並びに扶養義務者の前年の所得（給与所得者の場合は、給与所得控除後の所得）が限度額を超えると支給が停止になります。

（所得額の計算方法）

所得額＝年間収入金額－必要経費－80,000円－諸控除

（給与所得控除額等）（社会保険料相当・一律）

● 所得制限限度額表（令和6年4月1日現在）

扶養親族等の数	請求者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人	6,496,000円未満	7,388,000円未満

※請求者本人に、70歳以上の老人扶養親族がある場合は、限度額に100,000円、19歳以上23歳未満の特定扶養親族がある場合は限度額に250,000円が加算されます。

※特定扶養親族がある場合の加算額は児童扶養手当とは異なります。

● 諸控除一覧表

寡婦（寡夫）控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額 (最高330,000円)
寡婦控除（特別）	350,000円	ひとり親控除	350,000円
障害者控除	270,000円	雑損控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	医療費控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	小規模企業共済等 掛金控除等	当該控除額

5 手当額（月額）〈令和6年4月1日現在〉

1級…対象児童1人につき 55,350円

2級…対象児童1人につき 36,860円

（手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。）

6 受給後の手続きについて

次のような場合は届け出てください。

有効期限を超えて引き続き手当を受けるとき

…………… 所得状況届

菊陽町福祉課から案内文書を送付しますので、毎年8月11日～菊陽町が定める一定の期日までに所得状況届を添付書類や証書とともに、菊陽町福祉課に提出してください。

添付書類は、受給者によって異なりますので、詳しくは菊陽町福祉課でお尋ねください。

この届によって手当を引き続き受けられる資格があるかどうか県が審査し、引き続き受けられる場合には、新たに証書が交付されます。

この届は手当を引き続き受けるために絶対に必要なものですから、必ず提出してください。

届け出がないと、手当を受けることができません。

また、遅れて提出されると、手当の受け取りが遅れます。

注意!!

所得状況届を2年間続けて提出されないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

有期認定期間の期限が切れるとき

..... 再診届

診断書等を提出して引き続き手当を受けられるかどうか、判定・審査を受けなければなりません。

提出期限の2か月前に更新手続の案内を送付します。

注意!!

- 提出期限（有期認定の終期）までに届を出さないと、再認定されても届出の翌月からの手当の受け取りとなり、手当の一部が受け取れない場合があります。
- 有期認定期間の再認定については、手帳（身体障害者手帳、療育手帳）の写しの提出により診断書にかえることが出来る場合があります。
（手帳記載の判定日（交付日）から起算して1年以内であること。）
- * 身体障害者手帳1～2級（内臓疾患については、身体障害者手帳を診断書にかえることはできません。）又は「A」判定の療育手帳を所持し、かつ、その手帳の次回判定期間が到来してないものに限られます。

氏名・支払金融機関を変えたとき

..... 氏名・住所等変更届

あなたや児童の氏名が変わったときや、通帳を変えたときには、菊陽町福祉課に届け出てください。

氏名変更には、戸籍謄本が必要です。

注意!!

特に、支払月の前月中旬以降に通帳を変えたり解約されますと、手当を受け取ることができないことがありますので、注意してください。

あなたが、所得の高い扶養義務者と同居又は別居するようになったとき
もしくは、所得申告の修正、更正をしたとき（所得状況の変更）

..... 支給停止関係発生・消滅届

注意!!

所得の高い扶養義務者等と同居するようになった月又は別居するようになった月の翌月より、手当が支給できなくなる場合や支給される場合があります。

住所変更届の際、手続きを忘れないようにしてください。

手当を受ける資格がなくなったとき

..... 資格喪失届

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりです。このような場合には、資格喪失届を菊陽町福祉課に提出してください。

- ① 受給者又は対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき。
- ② 受給者又は対象児童が死亡したとき。
- ③ 対象児童が父又は母に監護されなくなったとき。
- ④ 対象児童が養育者に養育されなくなったとき。
- ⑤ 対象児童が社会福祉施設入所などの障害福祉サービスを利用しているとき。
(母子生活支援施設や保育園、ショートステイを除く)
- ⑥ 対象児童が障がい事由とする公的年金を受給するようになったとき。
- ⑦ 対象児童の障がいが支給基準に該当しなくなったとき。

注意!!

届け出をしないまま手当を受けていますと、手当を受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受け取った手当全額を後日返していただくことになります。

住所が変わるとき

..... 氏名・住所等変更届

- ① 熊本県内で住所が変わるとき
住所を変えた後、新しい住所の市区町村に届け出ください。
- ② 他の都道府県に住所が変わるとき
元の居住地菊陽町福祉課に届けるとともに住所を変えた後、すぐに新しい住所地の市区町村にも必ず届け出ください。
これまでの手当を受ける資格がそのままあれば、引き続き手当が受けられます。

対象児童の人数が増減するとき

..... 額改定請求書又は額改定届

手当の対象児童が増えたり、減ったりしたときは、菊陽町福祉課に届け出てください。

額改定請求を行った翌月、または児童が減ることとなった事由が発生した翌月から手当額が改定されます。

(児童が20歳に到達したときは、届を出す必要はありません。)

障害の程度が変わったとき（重度になった場合、軽度になった場合）

..... 額改定請求書又は額改定届

障害の程度が変わったときは、有期認定期間内でも菊陽町福祉課に相談の上、届け出てください。

証書をなくしたとき

..... 証書亡失届・再交付申請書

証書をなくしたり、破ったり、汚したときには、この届を菊陽町福祉課に提出してください。後日、新しい証書をお渡しします。
（事務処理に1か月程度必要です。）

注意!!

証書は特別児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類ですから必ず受領し大切に保管してください。

証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。



資料 1. 児童の障害の程度について

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級とします。各級の障害の程度は、次のように定められています。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3）

< 1 級 >

- ① ・両眼の視力が 0. 03 以下のもの（矯正視力）
・一眼の視力が 0. 04、他眼の視力が手動弁以下のもの（矯正視力）
・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
- ⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

< 2 級 >

- ① ・両眼の視力がそれぞれ 0. 07 以下のもの（矯正視力）
・一眼の視力が 0. 08、他眼の視力が手動弁以下のもの（矯正視力）
・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を欠くもの
- ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

資料2. 児童の障害の状態について

◎障害の状態とは

特別児童扶養手当の対象となる障害は、下記の「障害の状態」にあることが前提となります。

そして、[資料1 児童の障害の程度について]に該当する程度の障害があるかどうかを判断し受給の有無を決定します。

「障害の状態」

障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態のことをいいます。

①「傷病がなおった状態」とは

器質的欠損もしくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとして取り扱うことになっています。

②「症状が固定した状態」とは

ア 症状が固定するかもしくは回復する可能性が少なくなった状態

イ 傷病にかかわらず障害の状態が固定した状態

ウ 慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなった状態

ア～ウのいずれかの場合を「固定した状態」として取り扱うこととなっています。

※内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととなっています。

なお、資料1[1級⑨以下・2級⑮以下]の内容は以下のとおりです。

①「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは

身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない、又は行ってはいけない程度の状態をいいます。例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば、活動範囲が就床されている室内に限られる程度の状態をいいます。

②「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは

他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度の状態をいいます。例えば病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる程度の状態をいいます。



このしおりに書かれている特別児童扶養手当制度や手当後の手続きなど、内容に不明な点がありましたら、熊本県県北広域本部福祉課または菊陽町福祉課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

熊本県県北広域本部福祉課

〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10
電話 0968-25-0689

菊陽町健康福祉部福祉課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
電話 096-232-4913